

# 石動高等学校同窓会会則

## 第1章 総 則

本会は富山県立石動高等学校同窓会と称し、本部を石動高等学校内におく。  
本会は会員相互の親睦を図り、母校と会員との関係を親密にするとともに修養に努め、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 事 業

- 本会は目的達成のために次の事業を行なう。
1. 毎年8月に定期総会を開く。なお、必要あるときは臨時に総会を開くことがある。
  2. 会誌および会員名簿の発行。
  3. 随時講演会、講習会などを開き、またその他の事業を行なう。

## 第3章 組 織

1. 通常会員
  - (1) 町立石動高等女学校卒業生
  - (2) 富山県立石動高等女学校および富山県立石動高等女学校専攻科卒業生
  - (3) 富山県立石動高等学校および富山県立石動高等学校併設中学校卒業生
  - (4) 富山県立石動高等学校小矢部分校卒業生
2. 準会員  
第1項の中途退学者
3. 特別会員
  - (1) 町立石動高等女学校旧職員
  - (2) 富山県立石動高等女学校および富山県立石動高等女学校専攻科旧職員
  - (3) 富山県立石動高等学校職員および旧職員
  - (4) 本会には次の役員をおく。  
会長1名 副会長若干名 評議員若干名 幹事若干名 監事若干名
    - ・会長は本会を総理し、本会を代表する。
    - ・副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。
    - ・評議員は会長の諮問に応じ、本会の常務を評議する。
    - ・幹事は本会の経理および事務を処理する。
    - ・監事は本会の経理を監査する。
    - ・会長、副会長および幹事と監事は評議員会の推薦により総会の承認を得るものとし、幹事および監事は評議員会で決定する。
    - ・評議員は各地区会員の数の比率と、卒業年度を考慮して決定する。地区は、石動、福岡におく。
    - ・本会は会員多数在住の地に支部をおくことができる。
    - ・本会には名誉会長をおき母校校長を推す。
    - ・すべての役員の任期は2ヶ年とし重任を妨げない。補欠により選任された者の任期は前任期の残任期間とする。

## 第4章 会 計

1. 会計は会費として、入学時に金2,000円を納入し、卒業時に金2,000円を納入するものとする。
2. 本会の経理は会費、寄付金、事業収益などをもって支弁する。
3. 本会の予算および事業計画は、年度始めに役員会の協議により総会に諮って決定する。
4. 総会には前年度の事業および会計の報告をする。
5. 本会の会計年度は8月1日から翌年の7月31日までとする。

## 附 則

1. 本会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成により修正することができる。
2. 会員で住所、氏名などの変更があった場合は速やかに本部に報告する。
3. 慶弔につき、特に必要ある場合は役員会の決議により決定する。